

第2章 育成就労制度の概要

第1節 育成就労法のポイント

育成就労法は、技能実習法の下で運用されてきた技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材育成及び人材確保を目的とすることを目指す新たな制度（育成就労制度）を創設するものです。育成就労制度の概要は次のとおりです。

第1 育成就労制度の目的

育成就労制度は、育成就労産業分野において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的としています。

第2 基本方針・分野別運用方針

政府は、育成就労制度の適正な運用を図るため、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針を定めています。また、主務大臣（法務大臣及び厚生労働大臣をいう。以下同じ。）は、育成就労制度の適正な運用を図るため、育成就労産業分野の各分野を所管する行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣と共同して、各分野における分野別運用方針をそれぞれ策定します。分野別運用方針において、育成就労産業分野が定められ、分野ごとの育成就労外国人の受入れ見込数が示されます。

第3 外国人育成就労機構

外国人育成就労機構（以下「機構」という。）は、育成就労法に基づき、後述する育成就労計画の認定、育成就労実施者の届出の受理、監理支援機関の許可申請の受理等を始め、育成就労実施者や監理支援機関に対する指導監督（実地検査・報告徴収）や、育成就労外国人からの申告・相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行うなどの育成就労制度の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する業務を行います。

第4 育成就労計画の認定制

育成就労制度においても技能実習制度と同様に、育成就労を行わせようとする者（育成就労実施者）は、育成就労計画を作成（監理型育成就労の場合は、監理支援機関の指導に基づいて作成）し、事前に機構からその育成就労計画が適当である旨の認定を受ける必要があります。育成就労計画に記載しなければ

ならない事項や申請の際の添付書類が、育成労法及びその関連法令で規定されています。育成労制度においては、一定の条件下で、育成労実施者を変更すること(以下「転籍」という。)が認められているほか、育成労計画の認定が取り消されるなどして育成労の対象でなくなった外国人が新たに育成労の対象となることなども認められているところ、このように育成労実施者を変更するなどして新たに育成労を行う場合にも、育成労計画の作成等の手続が必要です。

なお、育成労計画は、育成労外国人ごとに、基本的に3年間の育成労期間について作成し、機構から認定を受ける必要があります。

ただし、認定を受けた場合であっても、その後、認定の基準を満たさなくなった場合、認定を受けた育成労計画のとおりに育成労が行われていない場合等には、認定の取消しが行われることになりますので、常に法令の基準を満たして育成労を適正に行わせる必要があります。

育成労計画の認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課に行います。

第5 育成労実施者の届出制

育成労制度においても技能実習制度と同様に、育成労法及びその関連法令において、育成労実施者は、育成労実施者となって初めて育成労を行わせたときには、その開始後遅滞なく届け出なければならないこととされています(第4章第11節参照)。

この届出は、機構の地方事務所・支所の認定課に行います。

第6 監理支援機関の許可制

育成労制度において、監理支援事業を行おうとする者は、主務大臣から監理支援事業の許可を受けなければならないこととされ、監理支援機関として満たさなければならない要件等が、育成労法及びその関連法令で規定されています。

ただし、許可を受けた場合であっても、その後、許可の要件等を満たさなくなった場合には、監理支援事業の全部又は一部の停止や、監理支援事業の許可の取消しが行われることになりますので、常に法令等の要件等を満たして監理支援事業を適正に行う必要があります。

なお、技能実習制度において監理団体の許可を受けていた団体が育成労制度下で監理支援事業を行う場合には、別途、監理支援事業の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできません(育成労法の施行日以後に監理支援事業の許可を受けた場合は、技能実習法に基づく一般監理事業の許可を受けたものとみなされ、監理団体として活動することも可能です(改正法附則第13

条))。

この許可申請は、機構本部事務所の審査課に行います。最終的な許否の判断は主務大臣が行います。

第7 育成労外国人の保護

育成労法では、育成労外国人の保護のため、育成労の強制、違約金設定、旅券又は在留カードの保管等に対する禁止規定を定めているほか、これに違反した場合の罰則に関する規定を定めています。

また、育成労実施者又は監理支援機関の法令違反があった場合に、育成労外国人が当該事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に通報・申告することができることとしているほか、育成労外国人からの相談に応じる体制を整備しています。

さらに、人権侵害行為を受けた育成労外国人が引き続き育成労を継続することができるよう、機構において転籍を支援する体制も整備することとしています。

第8 二国間取決めに基づく送出国による送出機関の認定

1 送出機関の定義

「外国の送出機関」は、監理型育成労外国人になろうとする者からの監理型育成労に係る求職の申込みを本邦の監理支援機関に取り次ぐ者をいい、実際に監理支援機関に取り次ぐ送出機関を「取次送出機関」といいます。

なお、「外国の準備機関」とは、育成労外国人になろうとする者の外国における準備に関する外国の機関をいい、例えば、外国で育成労外国人になろうとする者が所属していた会社等が含まれます。当該機関が取次送出機関である場合には、外国の準備機関には該当しません。

2 送出機関の適正化

育成労外国人の選抜には、現地の事情に精通している送出機関が重要な役割を担っていますが、その一方で、これまでの技能実習制度では、技能実習生本人やその家族から高額な手数料等を徴収するなどの悪質な送出機関の存在が指摘されてきたところです。

このような状況を受け、育成労制度では、育成労計画の認定基準として、取次ぎを受けた外国人が送出機関に支払う費用の上限を設けるほか、育成労法及びその関連法令に規定する送出機関の要件を厳格化するなど、送出機関に対する規制強化を図っています。

3 二国間取決めに基づく送出国による送出機関の認定

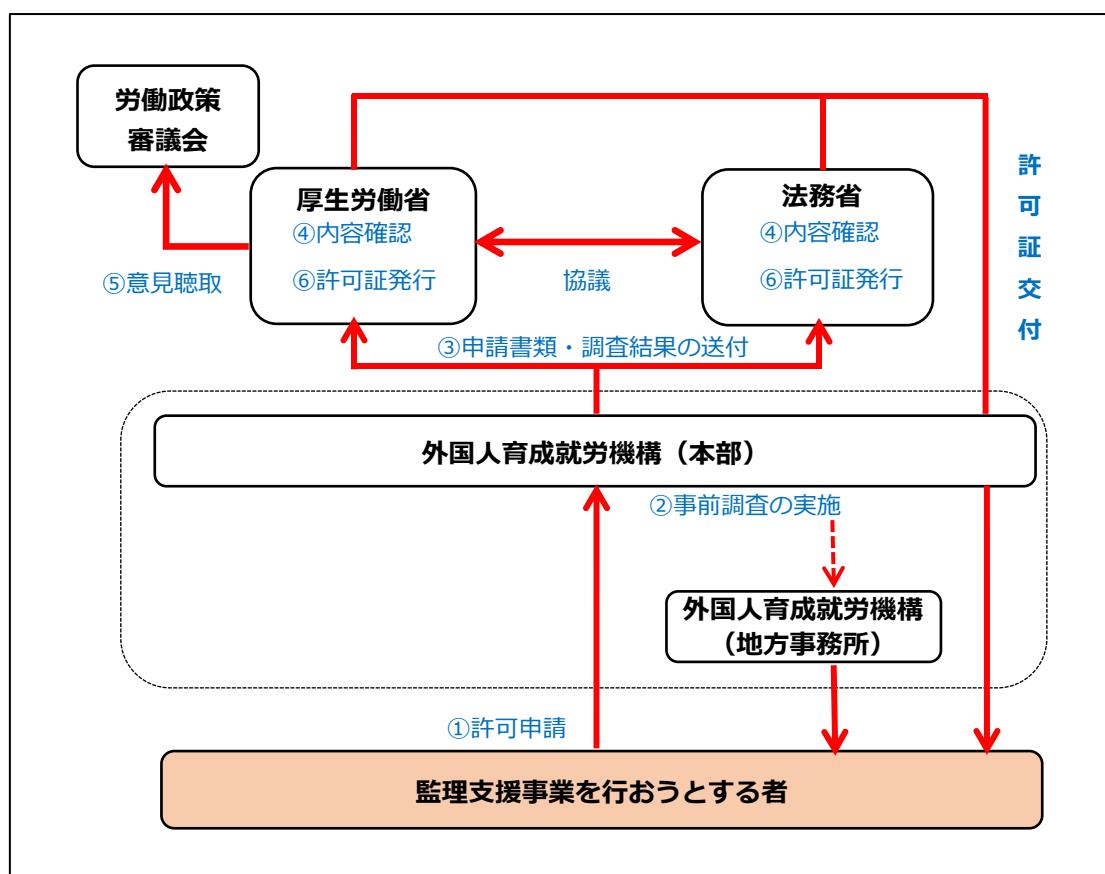
外国にその事業所が所在する送出機関については、日本側のみでは当該送出機関が適切であるのかどうかを網羅的に確認することが困難となり得ます。

そこで、我が国政府と送出国政府との間で二国間取決めを順次作成することとし、各送出国政府において自国の送出機関の適格性を個別に審査し、適正なもののみを認定する仕組みを構築することとしています。なお、認定された送出機関については、機構のホームページに国ごとに掲載することとしています。

第2節 育成労の実施に必要な手続の流れ

育成労実施者が監理型育成労を行う場合は、監理支援機関の監理支援を受ける必要があります。監理支援機関は監理支援事業の許可を得ている必要があります(参照:第1 監理支援事業の許可の流れ)。

第1 監理支援事業の許可の流れ



① 許可申請

育成労制度において監理支援事業を行うためには、監理支援事業の許可を得て

いる必要があります。監理支援事業の許可の申請は、機構本部事務所の審査課で受け付けます(機構本部事務所への郵送による方法、又は機構本部事務所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。)。

育成就労外国人と育成就労実施者との間の雇用関係の成立のあっせん等の監理支援事業を行う予定の3か月前までに申請を行うことが推奨されます(なお、申請書類や添付書類に不備などがある場合はそれ以上の期間を要することがあります。)。

② 事前調査の実施

申請書類の内容を確認するために、機構が調査を行います。

③ 申請書類・調査結果の送付

機構から、法務省及び厚生労働省に対し、申請書類と調査結果を送付します。

④ 内容確認

機構の調査結果をもとに、法務省及び厚生労働省において内容を確認します。

⑤ 労働政策審議会への意見聴取

厚生労働省は、監理支援事業の許可について、労働政策審議会への意見聴取を行います。

⑥ 許可証の発行

②から⑤までの手続を経て、監理支援事業の許可が決定されて許可証が発行されます。主務大臣名による許可証が機構を介して、申請者(監理支援機関)に交付されます。

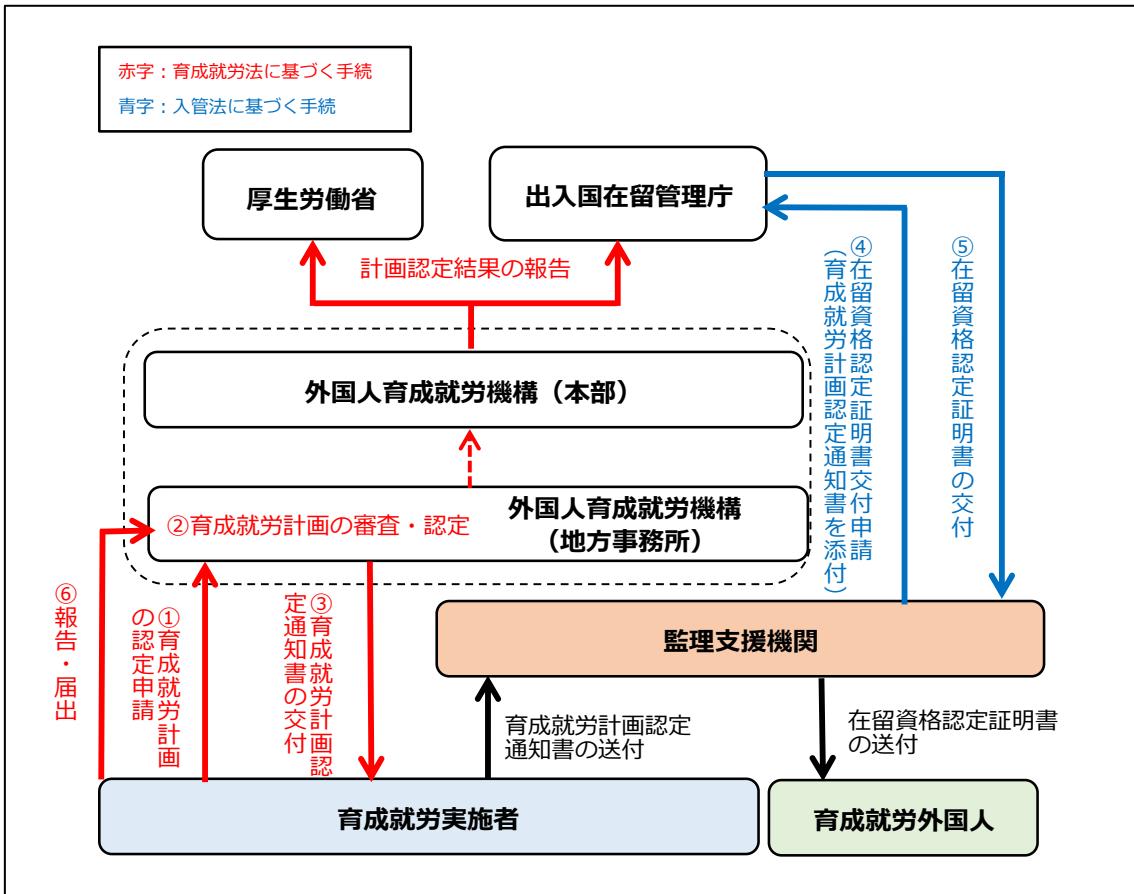
⑦ 許可後の報告、届出事項等

監理支援機関は、許可を受け、監理支援事業を開始した後も、育成就労法で定められた報告、届出の手続を定められた様式に従って行う必要があります。その手続は次表のとおりです。

表「届出・報告一覧(監理支援機関)」

届出・報告一覧					
番号	様式	届出先	期限	方法・通数	備考
1	育成労実施者の変更希望の申出受理届出 (省令様式第5号)	育成労実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の援助担当窓口	育成労外国人から育成労実施者の変更希望の申出がなされた場合又は育成労実施者から育成労外国人に係る育成労実施者の変更希望の申出受理に係る通知を受けた場合に遅滞なく提出。		※第4章第3節参照
2	育成労実施困難時届出書 (省令様式第13号)	育成労実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の認定課	届出事由発生後遅滞なく提出。		監理支援する育成労実施者について、育成労計画の認定の取消し、倒産等の経営上・事業上の理由があった場合、育成労外国人について、病気や怪我、就労意欲の喪失・ホームシック、行方不明があった場合など育成労を行わせることが困難となった場合に届出が必要。また、育成労外国人が育成労を辞め、途中帰国する場合には、帰国することが決まった時点で帰国前の届出が必要。 ※第5章第10節参照
3	監査報告書 (省令様式第23号)	育成労実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の指導課	監査実施日から2か月以内に提出。	持参又は郵送(対面で記述され、受領の際、押印又は署名を行うもので信書を送ることができる方式に限る。) ・正本1通	監理支援機関は3か月に1回以上の頻度で(育成労実施者に育成労計画の認定の取消事由に該当する行為があったときは直ちに)育成労実施者に対し監査を行い、その結果を報告するもの。なお、監査は規則で決められた方式で行うことが必要。 ※第5章第16節第2(1)及び(2)参照
4	変更届出書 (省令様式第20号)	本部事務所の審査課	変更事由発生後1か月以内に提出。		監理支援機関許可申請書の記載事項について変更が生じた場合に変更の届出が必要。なお、当該変更が許可証の記載事項に該当する場合は、6番の届出及び申請が必要。 ※第5章第9節参照
5	変更届出書及び許可証書換申請書 (省令様式第20号)		変更事由発生後1か月以内に提出。		5番に該当する場合で、その変更が許可証の記載事項にも該当する場合には、変更届出及び許可証書換申請が必要。
6	監理支援事業廃止届出書 監理支援事業休止届出書 (省令様式第21号)		廃止・休止予定の1か月前に提出。		監理支援事業を廃止したときは、監理支援事業を行うすべての事業所に係る許可証の返納が必要。 監理支援事業を休止した場合には、許可証の返納は必要ないが、事業所には掲示せず、亡失・滅失等がないように保管 ※第5章第11節参照
7	事業報告書 (省令様式第24号)		毎年4月から5月末までに提出。		監理支援事業を行う事業所ごとに作成。 ※第5章第19節参照

第2 育成就労開始までの流れ



通常の監理型育成就労における育成就労開始までの流れは以下のとおりです。

① 育成就労計画の認定申請

育成就労計画の認定申請は、育成就労開始予定日の6か月前から可能です。また、原則として、開始予定日の4か月前までに申請を行うことが必要です。育成就労計画の認定申請は、機構地方事務所・支所の認定課で受け付けます（機構地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。なお、郵送の場合は、申請書類が機構に到着した日が申請日となります。）。

申請は、定められた様式によって行う必要があり、記載内容を確認するための添付書類等の提出も同時に必要となります。

※ 育成就労開始予定日の4か月前を過ぎてからの申請は、育成就労の開始が開始予定日を超過してしまう可能性がありますので、余裕をもったスケジュールで申請を行ってください。

② 育成就労計画の審査・認定

申請された育成就労計画については、育成就労法及びその関連法令に基づく基準

に照らして審査が行われます。

③ 認定通知書の交付

認定の決定がされた場合は、機構から育成労計画の認定通知書が交付されます。不認定の決定がされた場合も同様に通知書が交付されます。なお、交付を受けた育成労計画の認定通知書に記載されている事項は、その後の各種申請や届出、育成労外国人の転籍に係る手続等に必要となります。したがって当該通知書は育成労実施者において確実に保管しておくとともに、当該通知書の写し及び育成労計画の写しを育成労外国人及び監理支援機関に交付するようにしてください。

(注) 育成労外国人が入国するためには、地方出入国在留管理局から在留資格認定証明書の交付を受けなければなりません。育成労計画の認定通知書は地方出入国在留管理局への在留資格認定証明書交付申請に必要な書類となります。以下④・⑤は、地方出入国在留管理局における手続です。

④ 在留資格認定証明書の交付申請

監理支援機関は、育成労計画の認定通知書等を添付書類として、地方出入国在留管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行います。具体的な手続や方法については、出入国在留管理庁のホームページに公表予定です。

⑤ 在留資格認定証明書の交付

地方出入国在留管理局から在留資格認定証明書の交付を受けた監理支援機関は、育成労外国人に対して交付を受けた在留資格認定証明書を送付します。育成労外国人は、在外日本国公館において査証(ビザ)を取得し、空海港における入国審査の際に在留資格認定証明書を提示することにより、在留資格「育成労」により入国することが可能となります。

⑥ 認定後の報告、届出事項等

育成労実施者は、育成労計画の認定を受け、育成労外国人を受け入れた後も、育成労法で定められた報告、届出の手続を、定められた様式に従って行う必要があります。その手続は次表のとおりです。

※ 育成労制度においては、他の在留資格から「育成労」の在留資格への在留資格変更も認められる場合があります。その場合は、現に有している在留期間内に機構から育成労計画の認定を受け、同通知書等を添付書類として地方出入国在留管理局に在留資格変更許可申請を行う必要があります。

なお、育成労計画の認定を受けていることをもって「育成労」への在留資格の変更が許可されることが保証されるものではなく、外国人のこれまでの在留活動の状況や在留資格「育成労」での在留の必要性等を考慮した上で、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当な理由があるときに限り許可されます。

これら運用の詳細については、別途お知らせします。

表「届出・報告一覧(育成労実施者)」

届出・報告一覧

番号	様式	届出先	期限	方法・通数	備考
1	育成労実施者の変更希望の申出受理届出 (省令様式第5号)	育成労実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の援助担当窓口	育成労外国人から育成労実施者の変更希望の申出がなされた場合に遅滞なく提出。		※第4章第3節参照
2	育成労計画軽微変更届出書 (省令様式第7号)		変更事由発生後1か月以内に提出。		育成労計画の軽微な変更に当たる場合に届出が必要。 ※1 通常の変更の場合には育成労計画の変更認定申請が必要 ※2 第4章第5節参照
3	育成労実施者届出書 (省令様式第11号)	育成労実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の認定課	育成労を開始した後遅滞なく提出。	・持参又は郵送(対面で配達され、受領の際、押印又は署名を行うもので信書を送ることができる方式に限る。)	初めて育成労外国人を受け入れて育成労を開始した場合に届出が必要。既に育成労実施者届出受理書(別記様式第12号)を機構から受け取っている場合は届出不要。 ※第4章第11節参照
4	育成労実施困難時届出書 (省令様式第13号) ※単独型育成労の場合は育成労実施者が提出。監理型育成労の場合は、育成労実施者から監理支援機関へ遅滞なく通知することが必要。		届出事由発生後遅滞なく提出。	・正本1通	育成労実施者について、育成労計画の認定の取消し、倒産等の経営上・事業上の理由があった場合、育成労外国人について、病気や怪我、就労意欲の喪失・ホームシック、行方不明があった場合など育成労を行わせることが困難となった場合に届出が必要。また、育成労外国人が育成労を辞め、途中帰国する場合には、帰国することが決まった時点で帰国前の届出が必要。 ※第4章第12節参照
5	実施状況報告書 (省令様式第14号)	育成労実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の認定課	毎年4月から5月末日までに提出。		報告事項である育成労外国人の行方不明者数について、その人數と割合が3人以上かつ20%以上の育成労実施者については、管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に対し、行方不明者の多発を防止するための実効性のある対策を講じていることについて、理由書(任意様式)の提出が必要。 ※第4章第14節参照